

令和3年度

宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会

総会資料

Adapted Sports Instructor
STAFF

宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会

期日 令和4年3月27日（日）

場所 宮崎県福祉総合センター
セミナールーム I-II

時間 午後1時00分より

会 次 第

1 開 会 (進行・・・坂元 邦子)
資格確認

2 あいさつ 会 長

3 紹 介
宮崎県障がい者スポーツ協会
宮崎県障がい福祉課

4 協 議 (司会・・・興梠 理)

(1) 令和3年度の事業について(承認等)

ア 事業報告

イ 会計監査報告 (安藤 定美 監事)

(2) 理事改選経過報告

新理事報告

旧役員挨拶 新役員挨拶

(3) 令和4年度事業計画(案)について

(4) 令和4年度予算(案)について

(5) 会則の変更

第4条(2) (公財)日本障がい者スポーツ協会 → (公財)日本パラスポーツ協会に名称変更

(6) ゆうちょ料金改定について

(7) その他

5 報告事項

6 諸 連 絡

7 閉 会 (進行・・・坂元 邦子)

◎ 宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会

メールアドレス info@miyasupokyo.org miyasyospo@yahoo.co.jp

ホームページ http://miyaspokyo.org

フェイスブック https://www.facebook.com/miyasyo.shidosya

事務局:宮崎県障がい者スポーツ協会

☎ 0985-27-7417

FAX 0985-41-5277

令和3年度 事業報告

月	日	事業名
4	中止 中止	◇卓球バレー審判講習会（午前中）及び総会〔県福祉総合センター〕 ◇県障がい者スポーツ大会FD審判講習会（みなみのかぜ支援学校）
5	中止 16 オンライン	◇第19回宮崎県障がい者スポーツ大会主管協力 ◇ねんりんピック 卓球バレー大会〔宮崎市青少年プラザ体育館〕 ◇九州ブロック幹事会〔福岡県クローバープラザ〕
6	5 6 6 19	◇みやざき県民総合スポーツ祭フライングディスク大会 ◇みやざき県民総合スポーツ祭卓球バレー大会 ◇第21回全国障害者スポーツ大会バレーボール九州ブロック地区予選会 ◇第1回みんながアスリート！〔宮崎市〕
7	オンライン	◇九州ブロック研修部会・指導部会
8	21・22	◇全国障害者スポーツ大会宮崎県代表選手合宿に協力〔県総合運動公園他〕
9	中止 中止	◇県内各地で行われる障がい者スポーツ教室への協力（11月まで） ◇全国障がい者スポーツ大会フライングディスク練習会（10月まで） ◇第2回宮崎県障がい者フライングディスク競技大会
10	中止	◇第21回全国障害者スポーツ大会【三重とこわか大会】
11	20 27・28 未定	◇第2回みんながアスリート！〔県内各地〕 ◇県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会①②〔福祉総合センター〕 ◇フライングディスク交流会 in 日南
12	4・5 5 15	◇県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会③④〔福祉総合センター〕 ◇秋期卓球バレー大会 ◇障がい者スポーツ指導者全国研修会
1	延期	◇障がい者フライングディスク 二種認定講習会〔宮崎市〕
2	オンライン	◇九州ブロック研修会参加協力〔福岡県〕
3	中止 オンライン 20 27	◇第3回みんながアスリート！〔県内各地〕 ◇全国障がい者スポーツ協議会 ◇はまゆう杯西ブロック卓球バレー大会県春季大会 ◇宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会理事会及び総会

令和3年度 宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
前年度繰越金	898,809	898,809	0	
会費（県会員）	40,000	55,500	15,500	@500円（うちR3は102名）
分配金	200,000	200,800	800	九州ブロックから
ユニフォーム代	50,000	17,200	▲ 32,800	ユニフォーム販売代金
初級指導員 養成講習会受講料	192,000	188,500	▲ 3,500	【登録】@9,300円×15人、【テキスト】 @2,500円×14人、【ルールブック】 @1,000円×14人
利子	4	8	4	預金利子
雑入	0	0	0	
合計	1,380,813	1,360,817	▲ 19,996	

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
研修会費	170,000	35,000	▲ 135,000	ダウン症アスリート、全国研修会 （神戸市）、パラリンピック
会議費	80,000	37,320	▲ 42,680	理事会（R3.2月、R4.1月）
通信費	100,000	45,602	▲ 54,398	郵送料
事務局運営費	70,000	45,338	▲ 24,662	複写機コピー料金、トナー等
人件費	15,000	15,000	0	会長の手当
ユニフォーム代	50,000	16,807	▲ 33,193	ユニフォーム会社への支払い
初級指導員登録料 テキスト代	192,000	179,200	▲ 12,800	【登録】@9,300円×14人、【テキスト】 @2,500円×14人、【ルールブック】 @1,000円×14人
支払手数料	1,000	430	▲ 570	
予備費	702,813	0	▲ 702,813	
合計	1,380,813	374,697	▲ 1,006,116	

収入総額 1,360,817円 - 支出総額 374,697円 = 986,120円 次年度繰越金

通帳残高 986,120円

監査報告 令和3年度の決算について証拠書類を調べたところ

いずれも適正に処理されていたことを報告します。

令和4年3月18日

監査役員

安藤 定美

監査役員

植村 暢子



宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会 令和4・5年度役員（案）

会 長	野 中 求	全国、九州ブロック会議に参加し、情報を各理事に伝達する。	
副 会 長 若 干 名	中 武 久美子		
	奥 松 美恵子	九州ブロック指導部会	
	興 梶 理	研修部	
理 事 若 干 名	堀之内 健 一	競技の部 代表	
	小 林 真 美	九州ブロック情報部会 クラス分け	
	坂 元 邦 子	地域の部 代表	
	平 原 真 樹	情報部	
	中 島 浩 美	九州ブロック研修部会	
	酒 井 翔 伍	指導部	
	山 内 通 恵		看護師
	松 元 春 香	九州ブロックトレーナー部会	理学療法士
	長 友 典 子	トレーナー部会	
会計・事務局	県 障 ス ポ 協		
顧 問 ・ 相 談 役	日 高 輝 政	理事会等に参加し、助言を行う。	元指導者協議会会長
	県障がい福祉課		
監事2名	今 任 貴 子		
	植 村 暢 子		

地 域 の 部	競 技 の 部
① 県央・児湯 ② 北諸 ③ 西諸 ④ 南那珂 ⑤ 県北	① 陸上 ② FD ③ 卓球バレー ④ ボッチャ ⑤ ソフトボール ⑥ バレー知的 ⑦ バレー身体 ⑧ サッカー ⑨ 水泳 ⑩ ボウリング ⑪ バスケットボール

令和4年度 事業計画（案）

月	日	事業名
4	未定 未定	◇卓球バレー審判講習会（午前中）及び総会 [県福祉総合センター] ◇県障がい者スポーツ大会FD審判講習会（みなみのかぜ支援学校）
5	8 15 未定	◇第21回宮崎県障がい者スポーツ大会主管協力 ◇ねんりんピック 卓球バレー大会 [宮崎市青少年プラザ体育館] ◇九州ブロック幹事会 [福岡県クローバープラザ]
6	4 5 11・12 未定	◇みやざき県民総合スポーツ祭フライングディスク大会 ◇みやざき県民総合スポーツ祭卓球バレー大会 ◇第1回みんながアスリート！ [宮崎市] ◇障がい者フライングディスク 二種認定講習会 [宮崎市]
7	未定 オンライン	◇九州ブロック研修部会・指導部会
8	20	◇全国障害者スポーツ大会宮崎県代表選手練習に協力 [県総合運動公園他]
9	未定	◇県内各地で行われる障がい者スポーツ教室への協力（11月まで） ◇全国障がい者スポーツ大会フライングディスク練習会（10月まで） ◇第2回宮崎県障がい者フライングディスク競技大会
10	29～31	◇第22回全国障害者スポーツ大会【栃木大会】
11	20 26・27 未定 未定	◇第2回みんながアスリート！ [県内各地] ◇県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会①② [福祉総合センター] ◇秋期卓球バレー大会 ◇フライングディスク交流会 in 日南
12	3・4 未定	◇県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会③④ [福祉総合センター] ◇障がい者スポーツ指導者全国研修会
1		
2	未定	◇九州ブロック研修会参加協力 [福岡県]
3	未定 未定 未定 下旬	◇第3回みんながアスリート！ [県内各地] ◇全国障がい者スポーツ協議会 ◇はまゆう杯西ブロック卓球バレー大会県春季大会 ◇宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会理事会及び総会

令和4年度 宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会収支予算書（案）

1 収入の部

（単位：円）

項目	令和4年度	令和3年度	増減	備考
前年度繰越金	986,120	898,809	87,311	令和3年度繰越金
会費（県会員）	40,000	40,000	0	協力会員、公認会員 @500円×80名
分配金	200,000	200,000	0	公認会員数に基づく分配金
ユニフォーム代	50,000	50,000	0	ユニフォーム販売代金
初級指導員 養成講習会受講料	192,000	192,000	0	12,800円×15名 〔・日障協登録料：9,300円〕 〔・テキスト規則集：3,500円〕
利子	4	4	0	預金利子
雑入	0	0	0	
合計	1,468,124	1,380,813	87,311	

※「協力会員」とは、障がい者スポーツ指導者協議会の活動に賛同・協力いただく一般の会員のことです。

「公認会員」とは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に登録した初級・中級・上級公認指導者会員のことです。

2 支出の部

（単位：円）

項目	令和4年度	令和3年度	増減	備考
研修会費	220,000	170,000	50,000	九州ブロック指導者研修会、競技会等参加費補助等
会議費	80,000	80,000	0	総会・理事会等経費
通信費	100,000	100,000	0	郵送費
事務局運営費	70,000	70,000	0	複写機コピー料金等
人件費	15,000	15,000	0	会長の手当（会則第24条）
ユニフォーム代	50,000	50,000	0	ユニフォーム会社への支払い
初級指導員登録料、テキスト代	192,000	192,000	0	日障協等 @12,800円×15名
支払手数料	1,000	1,000	0	初級指導員登録料等振込手数料
予備費	740,124	702,813	37,311	
合計	1,468,124	1,380,813	87,311	

宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、宮崎県内の障がい者スポーツ指導者相互の親睦・連携を密にし、指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、活動を促進し、障がい者スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツに係わる競技会、講習会等の開催及び協力。
- (2) 障がい者スポーツ指導員の養成及び資質向上に係わる各種講習会・研修会等の開催及び協力。
- (3) 障がい者スポーツに関する調査・研究及び広報活動。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は次の者をもって組織する。

- (1) 宮崎県障がい者スポーツ指導員養成講習会を修了した者。
- (2) 宮崎県在住・在勤の（公財）日本パラスポーツ協会公認指導員。
- (3) 理事会で承認を得た者。

(登 録)

第5条 会員は所定の手続きを経て、会員に登録するものとする。

2 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第6条 会員は、総会の議決により定められた会費を納入しなければならない。

2 既納の会費、その他の拠出金品は返還しない。

(退 会)

第7条 会員の退会は、次のとおりとする。

- (1) 本人より退会申請のあった者。
- (2) 会員として、ふさわしくない行為があった者。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 4 監事は、会務並びに会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(相談役)

第12条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長、副会長・その他役員経験者等、本会の活動に貢献した会員の中から理事会が選任するものとする。
- 3 相談役は、本会の活動に対して必要に応じて助言及び指導するものとする。
- 4 相談役任期は、特に定めない。

第4章 会務運営

(事務局設置)

第13条 本会は会務処理のために事務局を置く。

- 2 事務局の所在地については、宮崎県障がい者スポーツ協会内（宮崎市原町2-22）とする。
- 3 事務局員については、宮崎県障がい者スポーツ協会内で選任し会長の承認を得るものとする。

第5章 機 関

(総 会)

- 第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、会員をもって構成する。
 - 3 総会は、会長が招集する。
 - 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 5 定期総会は、毎年1回開催し、以下の事項についての審議決定を行う。
 - (1) 事業報告
 - (2) 会計報告
 - (3) 事業計画
 - (4) 予算案
 - (5) その他重要事項
 - 6 臨時総会は、理事会が必要と認めるか、又は会員の5分の1以上若しくは監事から請求があったとき、開催する。

(定足数)

- 第15条 総会は、会員の4分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

- 第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録署名人)

- 第18条 議事録には、議長及び出席した会員の内から選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

- 第19条 理事会は、本会の執行機関であり、会長、副会長、理事及び事務局をもって構成し、本会の運営にあたる。
- 2 理事会の招集は、会長が行う。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(専門部会)

第20条 会務を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会 計

(予算及び決算)

第21条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 手 当

第23条 本会の業務遂行について下記の業務に関わる方に対しての手当を支給することとする。

支給を対象とするもの以下のおりとする

・協議会会長(15,000円)

第24条 本会の業務遂行上手当支給が必要と認められる場合は、理事会もしくは会長の決済で行うものとする。

第8章 その他

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(補則)

第26条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成15年4月27日から施行する。
- 2 この会則は、平成19年3月24日をもって補則する。
- 3 この会則は、平成29年3月25日をもって補則する。
- 4 この会則は、令和4年4月1日をもって補則する。

ゆうちょ手数料改定に伴う指導者協議会の会費について

会費	振込	方法	振込者手数料	会員負担額	受取人負担額	指導協入金額
払込者負担(青)	ATM	通帳・カード	152円	652円		500円
		現金	262円	762円		500円
	窓口	通帳・カード	203円	703円		500円
		現金	313円	813円		500円